

中核地域生活支援センターについて

～障害者差別解消法に関係して～

障害者差別解消支援地域協議会の在り方検討会

中核地域生活支援センター長 生ひなた
澁沢茂

【理念・目指すもの】

- 平成16年に策定された「千葉県地域福祉支援計画」に基づく千葉県単独の事業です。
- こども、障害者、高齢者を含めた全ての地域住民を対象とした地域生活支援の民間の拠点として位置づけられ、24時間・365日体制で地域生活支援・相談・権利擁護といった地域総合コーディネートの機能を担います。
- 「健康福祉千葉方式＝立案段階から生活の当事者である県民の意見を取り入れていく千葉県独自の手法」によって、制度化されました。
- 『誰もが、ありのままにその人らしく、地域で暮らすことができる』地域社会の実現を理念にしています。

【設置・運営】

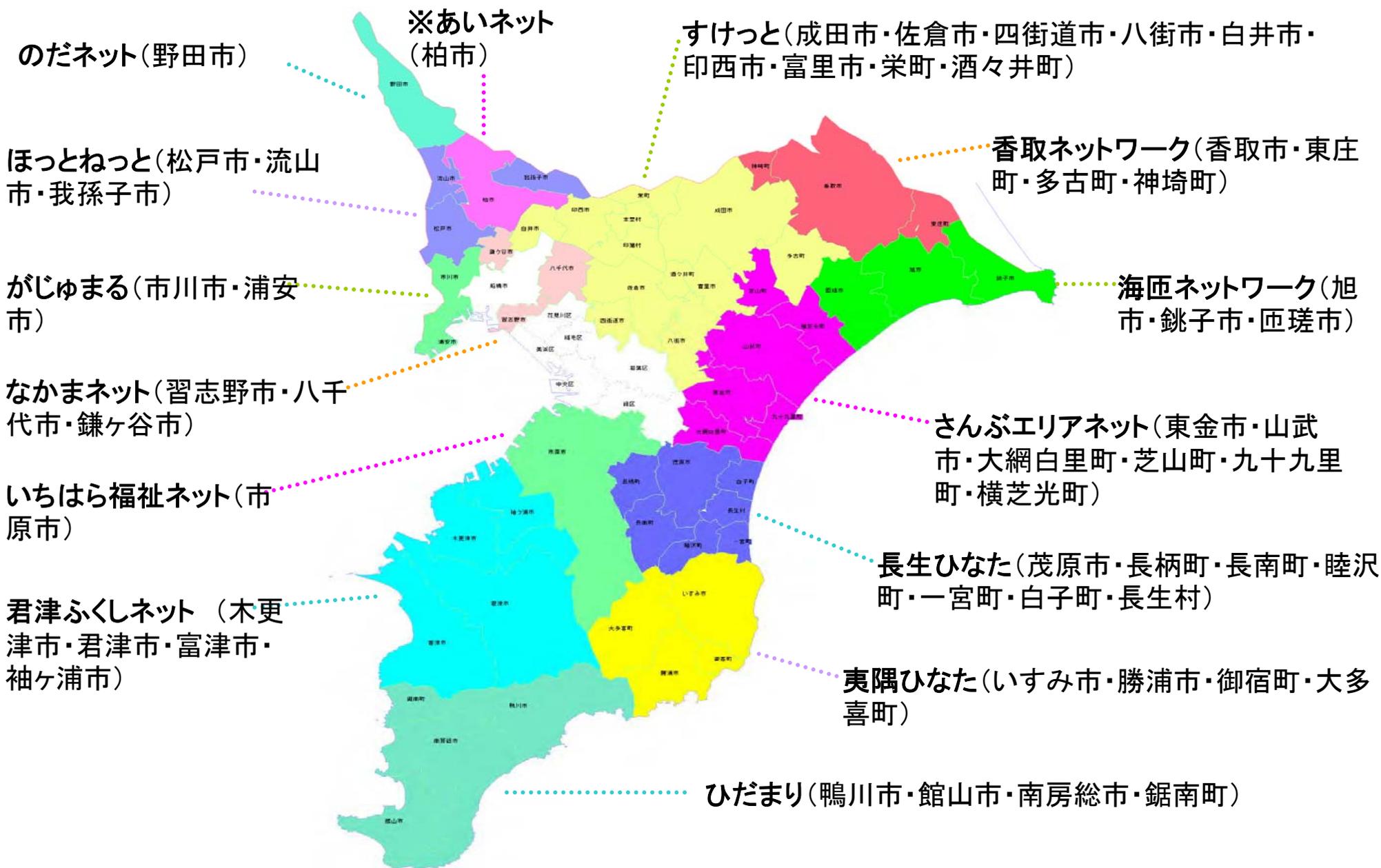
■千葉県内の広域福祉圏（健康福祉センター圏域）ごとに13箇所設置されています。※政令指定都市（千葉市）と中核市（船橋市・柏市）を除く。但し、柏市は中核市に移行する際、柏市単独事業として事業を継続。

■毎年公募され、選考委員会で審査。各圏域ごとに選考された法人（社会福祉法人、NPO法人、医療法人等）が千葉県と委託契約を結んでいます。

■委託費は2000万円～2500万円/1か所。常勤職員2名。非常勤職員2名の計4名以上の職員が配置されています。

■事務所の場所、センターの名称などについて母体法人が運営する施設等から独立することが強く求められ、中立性の担保が図られています。

中核地域生活支援センター設置状況（担当エリア）



【事業内容】 千葉県要綱から

■相談事業

子ども、障害者、高齢者など対象者を横断的に捉え、複合的な相談事業を行う。相談等に当たっては、電話だけでなく家庭等を訪問するなどのさまざまな方法により応じる。各種福祉サービスの提供にかかわる援助、調整等を行うとともに、相談者に対する支援計画等を策定する。また、相談が来るのを待つだけではなく、潜在的なニーズを掘り起こし、相談につなぐことを行うものとする。

■権利擁護事業

相談者等の権利侵害の積極的な把握に努め、福祉救急隊の協力や各種関係機関との円滑な連携のもとに、権利侵害の解消、本人や家族のケアと尊厳の回復、再発防止策を講じる。

■地域総合コーディネート事業

管轄地域の実情の把握に努め、行政をはじめとする公的機関、福祉サービス提供事業者、当事者グループ、各福祉資源などと地域住民のニーズをつなげ、利用者に必要なサービスを提供できるよう様々な活動を行う。また、新たなサービスや福祉資源の開発を通して、埋もれている「地域の福祉力」「人の福祉力」の掘り起こしに努める。

【活動の特徴】

- ・ 対象を限定しないので、入り口で断らない
- ・ 権限を持っていないので、関係性が勝負
- ・ アウトリーチを重視する
- ・ 具体的な生活支援を行う
- ・ 個別の課題を地域の課題につなげる

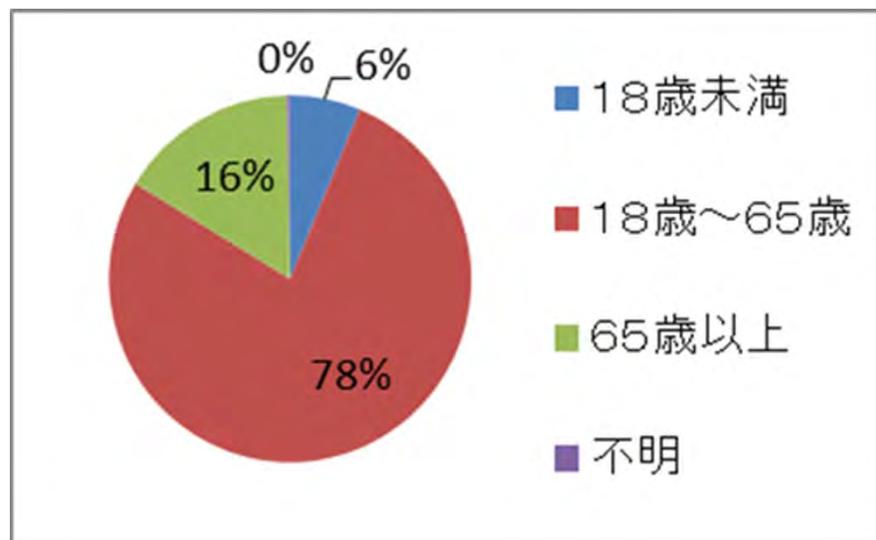
【心がけていること】

- ・ 断らない。まずは動く。
- ・ 地域の関係者との関係性を重視する。
- ・ 迷った時は必ず弱い人の立場に立つ。
- ・ 結論を急がない。
- ・ 正解を求めない。
- ・ 当事者にとっての利益を考える。
- ・ 地域をつくることを考える。

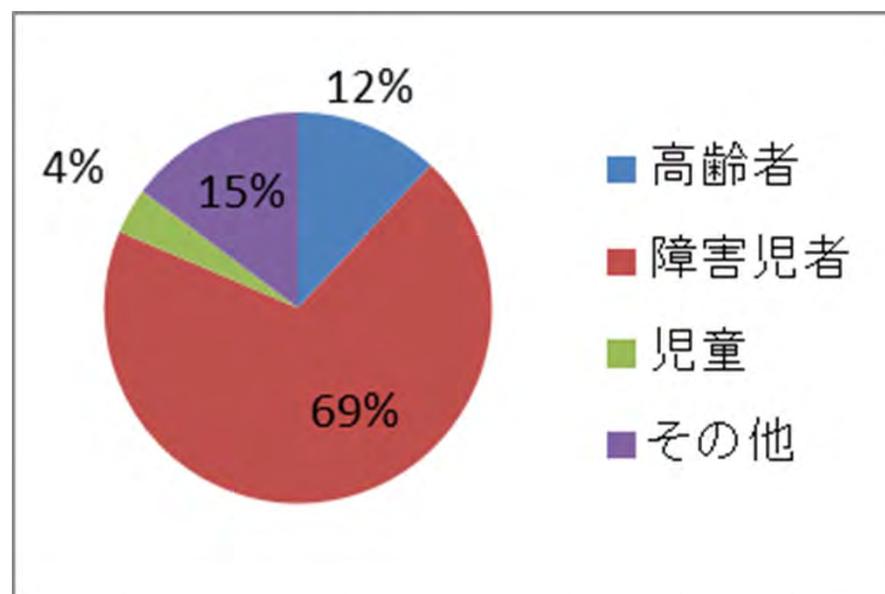
【相談事業①】

2012年度相談実績

年齢別	数	%
18歳未満	435	6.3
18歳～65歳	5,379	77.4
65歳以上	1,112	16.0
不明	21	0.3
合計	6,947	100.0



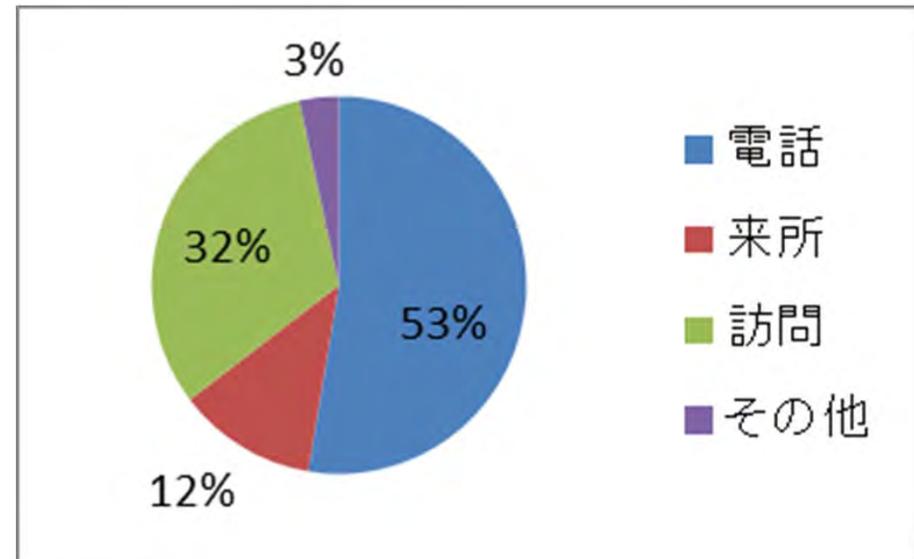
対象別	数	%
高齢者	837	12.0
障害児者	4,815	69.3
児童	267	3.8
その他	1,028	14.8
合計	6,947	100.0



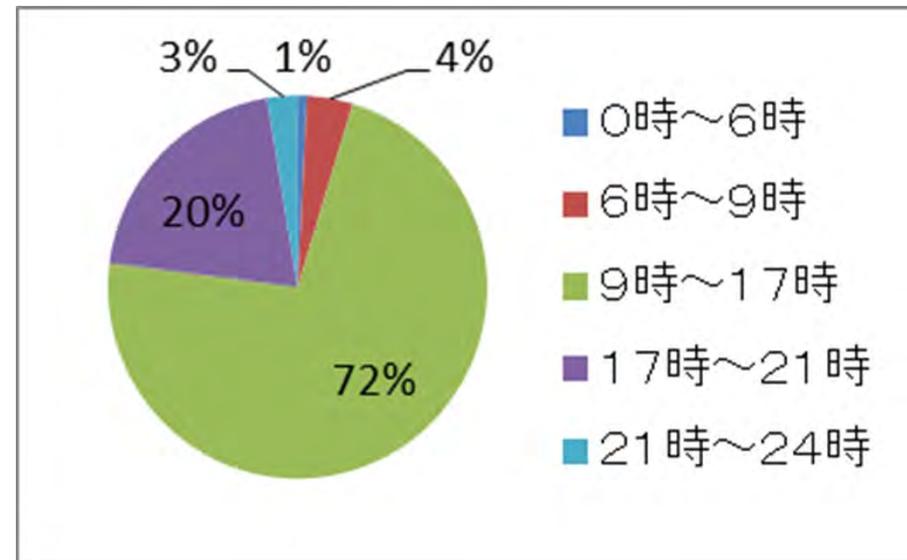
【相談事業②】

2012年度相談実績

相談方法	数	%
電話	3,661	52.7
来所	833	12.0
訪問	2,220	32.0
その他	233	3.4
合計	6,947	100.0



時間帯	数	%
0時～6時	56	0.8
6時～9時	269	3.9
9時～17時	5,024	72.3
17時～21時	1,417	20.4
21時～24時	181	2.6
合計	6,947	100.0



【相談事業③】

■制度を使えない人

刑務所からの出所者・養護施設からの卒園者・医療と福祉の狭間の人・外国人

■制度ではできないこと

犯罪加害者（家族）との付き合い・医療ケアが必要な人・受診拒否・ひきこもり・保証人・遺体の引き取り

■制度では足りないこと

常時の医療ケアが必要な人・職親・高次脳機能障害・金銭管理・障害者計画相談の補足

■制度が使えるまでのつなぎ

生活保護の申請・多重債務の整理・親をなくした障害者・手帳を持っていない40～50代の人

■申請しない（できない）人

施設から退所後の暮らし・多重債務と生活困窮からの脱却・学校に行きたくない・車上生活の女性・公園生活おじさん

【権利擁護事業】当事者の立場に付き合っ

■虐待防止法の対象になるもの (児童・高齢者・配偶者・障害者)

→ 入口・生活支援・周辺環境の整理
加害者支援・アフターフォロー

■法律の対象になりにくいもの → グレーゾーンの方 → 家族間の問題・経済的問題 セルフネグレクト・医療放棄・長期入院

【地域総合コーディネート事業①】

2012年度相談実績

関係機関	件数	%	関係機関	件数	%
警察	10	2.3	包括センター	60	13.9
裁判所	1	0.2	民生児童委員	5	1.2
県センター(保健所)	28	6.5	他圏域中核センター	8	1.9
児童相談所	20	4.6	企業	3	0.7
市町村	254	58.9	後見人	11	2.6
施設	150	34.8	弁護士	19	4.4
医療	120	27.8	司法書士	11	2.6
教育	45	10.4	近所	2	0.5
在宅介護(ケアマネ)	41	9.5	障害者相談事業所	41	9.5
社協	14	3.2	その他	45	10.4
ハローワーク	1	0.2			

* 総人数は431人

【地域総合コーディネート事業②】

2012年度の地域会議

【公的なもの】

- ・ 長生郡市自立支援協議会
- ・ 障害福祉計画推進委員
- ・ 茂原市要保護児童対策協議会
- ・ 地域包括支援センター運営協議会
- ・ 特別支援教育連携協議会
- ・ 東上総児童相談所管内児童施設連絡会
- ・ 長生特別支援学校開かれた学校委員会
- ・ 長生高校開かれた学校委員会

【半公半民のもの】

- ・ 茂原市住民自治条例を考える市民の会
- ・ 千葉県社会福祉士会地区集会世話人

【インフォーマルなもの】

- ・ 長生夷隅地域福祉ネットワーク
- ・ 在宅ケア研究会
- ・ 福祉と司法がつながる会（法律家との学習会）
- ・ ほっとらいとサポート地曳網（精神科医師との地域活動）

【障害者差別や虐待の事例①】

- 普通学級への通学を希望する気管切開の女の子
→ 足りない支援をどうするか。
- 職親から酷使される男性
→ 見立ての困難。継続した関わりの必要性。
- 父の職場社長からの性的虐待
→ 関係機関との協働。
→ それでも動かない時にどうする？

【障害者差別や虐待の事例②】

- 制度の改正時、施設と保護者の意見の齟齬
 - 双方への聴き取り
 - 県担当者、運営適正化委員会との協働
- 施設での虐待
 - 新聞報道で発覚。
 - 市町村自立支援協議会で協議。
 - 当事者への働きかけ
- 学校の新設に関して
 - 保護者の不安
 - 学校、福祉関係者との共有 → 県への意見

【障害者差別や虐待の事例③】

- ・ 差別や虐待のスケールは当事者、保護者の方と関係者の間では全く違う。なおかつ、関係者の間のスケールも全く違う。
 - ・ 当事者の利益を最優先しながらの決着点を共有するには関係者が、日常から協働できているかどうか非常に重要。
 - ・ そのための「協議会」を如何につくるかという観点が必要ではないかと思う。
-
- ・ 関係者の共通認識を早期に得るために、評価指標を掲げることは有効と思う。